

一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会預金口座振替依頼書

(・新規 ・変更 ・解約)

令和 年 月 日

株式会社 山陰合同銀行 御中

私は互助会掛金等を口座振替により、支払うことといたしたく預金口座振替規定を確認のうえ依頼します。

依頼人	フリガナ 氏名						届出印
	ご住所	〒	TEL				
指定口座	支店名	口座種別	口座番号				①振替日 毎月21日 休日のときは翌営業日 ②振替開始日 令和 年 月 支払分から
		1、普通預金					
	支店番号	2、当座預金					

【 振 替 項 目 】 (該当するものに○を付けてください。)

互助会掛金	<input type="checkbox"/>	2201890000
団体保険料	<input type="checkbox"/>	2201900000
貸付償還金	<input type="checkbox"/>	2954870000

お願い この依頼書は、鳥取県教育関係職員互助会に提出してください。

銀行の窓口へ直接提出しないでください。

ご記入について

① 氏名欄 フリガナは、左詰めで濁点、半濁点は1字とし、姓と名の間は1画あけてください。

(例) 山田太郎 ヤマダ タロウ

② 届出印は、必ず銀行に登録している印鑑を押捺してください。

【 預金口座振替規定 】

- 貴行に請求書等が送付されたときは、私に通知することなく請求書等の記載金額を私の預金口座から引落しのうえお支払ください。
この場合、預金規定または当座預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書等記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく請求書等を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解除するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出が無いまま長期間にわたり請求書等の送付がないなど相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したもとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替について、かりに紛議が生じても銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

金融機関の方へ 鳥取県教育関係職員互助会受付印の無いときは、互助会あてお返しく下さい。

鳥取県教育関係職員互助会受付印

銀行 使用 欄	(不備返却事由)
	1、預金取引なし 3、預金取引なし
	2、記載事項等相違 4、その他 店名 預金種目 口座番号 口座名義
	(備考)

検印
照合印
受付印